

財団法人京都市都市緑化協会寄附行為

目次

- 第1章 総則（第1条 第4条）
 - 第2章 資産及び会計（第5条 第14条）
 - 第3章 役員等（第15条 第20条）
 - 第4章 理事会（第21条 第29条）
 - 第5章 評議員及び評議員会（第30条・第31条）
 - 第6章 事務局（第32条・第33条）
 - 第7章 寄附行為の変更及び解散（第34条 第36条）
 - 第8章 雑則（第37条）
- 附則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、財団法人京都市都市緑化協会（以下「協会」という。）
という。

（事務所）

第2条 協会は、事務所を京都市東山区円山町463番地に置く。

（目的）

第3条 協会は、民有地の緑化，緑地保全を促進し，緑化思想の普及啓発等を行うこと
により，京都市における都市緑化を推進し，もって地域住民の快適な生活環境づくり
及び健康都市づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 協会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

- （1）都市緑化の普及啓発事業
- （2）都市緑化事業の推進
- （3）緑化の促進に関する情報収集及び研究
- （4）都市公園及びこれに類する施設の管理運営業務の受託
- （5）その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他収入

(資産の種別)

第6条 協会の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の権限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、京都府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第8条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 協会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、京都府知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第11条 協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3箇月以内に京都府知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第12条 協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、京都府知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 前条の規定に該当するもの及び予算で定めるものを除くほか、協会が新たに義務を負担し、又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、京都府知事の承認を得なければならない。

(事業年度)

第14条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第15条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上12人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

(選任)

第16条 役員は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計は、理事現在数の3分1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第17条 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事会の議決に基づき、協会の常務を分担処理する。理事長に事故が

あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、協会の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 協会の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、理事会又は京都府知事に報告をすること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(任期)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現数及び評議員現数の4分の3以上の議決により解任することができる。この場合において、議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項2号及び第3号に該当する場合は、請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事に代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数並びに出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 協会に、評議員8人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第24条第3項及び第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 事務局

(設置等)

第32条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の職員は、有給とする。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第33条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、京都府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第36条 協会が解散のときに有する残余財産は理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、京都府知事の認可を得て、協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第37条 この寄附行為に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、協会の設立許可があった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員は、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の事業計画及び収支決算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 協会の設立初年度の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。
- 5 この寄附行為の変更は、平成23年6月21日から施行する。
ただし、第30条の第1項の規定に係る変更については、平成23年4月1日から施行する。